

2019年11月定例議会 討論

2019年12月20日

氏平 三穂子

私は、日本共産党県議団を代表し、議案2件、発議1件、請願 10 件、陳情15 件について委員長報告のとおりを決することに反対し、主なものについてその理由を述べさせていただきます。

まず、議案107号「平成30年度岡山県歳入歳出決算の認定について」です。

決算は広域水道企業団の「余り水」への支出など従来から私たちが指摘している無駄遣い、また国および県の「学力・学習状況調査」により学校と子どもたちへの過度な競争の押し付けをする施策、そして大規模工場等立地補助と拠点工場化など投資促進補助で、12社に対し9億円余りの補助金の支給など問題だと考えます。一方で「心身障害者医療費公費負担制度」に象徴されるように、県民の暮らしや医療・福祉には厳しい施策を続けており、大きな問題があります。よって議107号には反対するものです。

次に議案108号「岡山県総務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例」については、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要があり、条例を改正するというものです。安倍政権は国民の不安に答えず、国民がマイナンバーカードを使わざるをえない状況を作り出すため、健康保険法等改正、戸籍法改正、そして、行政の手続きや業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とする「デジタル手続き法」を今年の通常国会で成立させました。今回提出された議108号はこの「デジタル手続き法」に基づき県の条例を改正しようとするものです。政府は国民にデジタルを使いこなせとあおるだけで、IT やデジタルの対応が困難な人には従来の窓口手続きがなくなることも考えられ、利便性の後退が懸念されています。また複数自治体の情報システムを共有化、標準化することで、自治体独自のシステムの変更ができなくなるなど行政サービスがやりにくくなることも指摘されています。デジタル手続法はマイナンバーカードを普及する目的であり、昨今ご存知のように行政などからの情報漏洩が増えており、マイナンバーカードに反対の立場からこの議案に反対します。

次に陳情第22号は、国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料減免措置の導入を求める意見書を国に提出することを求めるものであり、採択すべきと主

張します。ご存知のように、協会けんぽでは被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりませんが、国保では均等割保険料が賦課されるため、子どもの人数が増えるに従って、収入は増えなくても保険料負担が増えてしまいます。これはまさしく少子化対策に逆行するものであり、全国的にも、この均等割保険料を減免する自治体が増えていきます。国の制度として均等割保険料減免措置を講じるべきであり、採択を強く求めます。

次に、陳情23号は、「介護従事者の全国を適応地域とした特定最低賃金の新設を国に求める」ものであり、採択すべきです。介護人材不足はまったなしの課題であり、この解決策は介護職の殊遇改善を抜本的に進める以外にはありません。しかし、大元の介護報酬の大幅な引き上げがままならない中、介護職の特定最低賃金を決めるという方法で処遇改善を図ることも必要ではないでしょうか。採択を求めます。

次に請願第8号は「県独自で給付性奨学金を整備し、教育費の保護者負担の軽減を求めることについて」採択を求めます。国においてやっと給付型奨学金制度が実現しましたが、対象者は非課税世帯や年収380万未満世帯であり、学生の10%余りに過ぎません。学生の半数が貸与型奨学金に頼り、卒業後はその返済に追われています。若者を県内に定着してもらうためにも県独自奨学金制度を整備すべきではないでしょうか。

次に陳情第27号「精神障害者を岡山県心身障害者医療費助成制度の対象者に加えることを求めることについて」採択を求めます。精神障害者は精神科受診は1割負担ですが、内科、整形、歯科、眼科などその他の受診は3割負担です。少ない障害者年金生活では十分な医療を受ける権利が阻害されています。採択を求めます。